

富士見市告示第29号

富士見市都市公園自動販売機設置事業者の募集について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び富士見市契約規則第3条の規定に基づき公告する。

令和5年1月19日

富士見市長 星野光弘

1 入札に付する事項

(1) 設置場所

物件番号	施設名 (所在地)	設置箇所	許可面積 幅×奥行(mm)	設置 台数
1	文化の杜公園 (富士見市大字鶴馬地内)	トイレ付近	1500×1000	1
2	谷津の森公園 (富士見市鶴馬1丁目地内)	入口付近	1500×1000	1
3	勝瀬原記念公園 (富士見市ふじみ野東4丁目地内)	トイレ付近	1500×1000	1
4	南むさしの公園 (富士見市ふじみ野西3丁目地内)	入口付近	1500×1000	1
5	つるせ西ゆうゆうの丘公園 (富士見市大字鶴馬地内)	トイレ付近	1500×1000	1
6	上沢公園 (富士見市上沢3丁目地内)	入口付近	1500×1000	1
7	つるせ台公園 (富士見市鶴瀬西2丁目地内)	トイレ付近	1500×1000	1

(2) 占用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和5年2月20日(月) 午後2時
- (2) 入札場所 富士見市役所 分館3階会議室
(住所：富士見市大字鶴馬1800番地の1)

3 応募資格要件

次のすべての要件を満たす法人又は個人事業主に限り応募できます。

- (1) 法人の場合は埼玉県内に本店、又は支店を有すること、個人の場合は、富士見市に居住し業を営んでいること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について2年以上の実績を有している者であること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の申立をしていない者であること。
- (9) 県税及び富士見市税の未納がないこと。
- (10) 富士見市の設置事業者募集について、過去3年以内に、設置事業者決定後の契約未締結、又は契約締結後の中途解約をしていないこと。

4 関係書類の配布

富士見市都市公園自動販売機設置事業者募集要項、募集物件一覧、各種様式等を富士見市ホームページに掲載するほか、都市計画課窓口(富士見市役所本館2階)にて配布する。

5 申込手続き

- (1) 受付期間
令和5年2月13日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 受付場所
埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市役所都市整備部都市計画課(富士見市役所本館2階)
- (3) 申込方法
前記(2)の受付場所に直接書類を持参すること。

郵送、電話、FAX、インターネットによる受付は行わない。

(4) 必要書類

①	富士見市都市公園自動販売機設置事業者応募申込書（様式第1号）	
②	誓約書（様式第3号）	
③	事業者（会社）概要（形式は問いません。会社のパンフレットでも結構です。）	
④	設置を希望する自動販売機のカatalog（寸法等が確認できるもの）	
⑤	3（5）に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し	
⑥	法人の場合	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
	個人の場合	住民票記載事項証明
⑦	富士見市内に本店又は支店がある場合	納税証明書
	富士見市外に本店又は支店がある場合	法人県民税納税証明書

※各種証明書については、発行後3か月以内のものに限ります。また、提出された書類は返却いたしません。

6 募集要項に対する質問

申込に当たり、募集内容等について質問がある場合には、次のとおり質問書を都市計画課へ提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式第5号）により行い、都市計画課に直接お持ちください。

(2) 提出期限

令和5年2月6日（月）正午まで

（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 質問に対する回答

令和5年2月10日（金）までに市ホームページへ掲載する。

7 入札方法

入札書に記載する金額は、全物件の一括総額を年額で記載すること。

なお、落札金額は、10%を加算せず、入札金額をもって落札価格とする。

8 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- (3) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (4) 記名及び押印のない入札額での入札
- (5) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- (6) 入札書の金額標表示を改ざんし、又は訂正した入札

- (7) 最低価格未満の入札
- (8) その他入札条件に違反した入札

9 設置事業者の決定方法

(1) 設置事業者の決定

富士見市が設定する予定価格（最低価格）以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者を設置事業者とする。

なお、同額で入札した者が2者以上あるときは、くじにより決定する。この場合において、当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、市が指定した者（当該審査に関係のない職員）が応募資格者に代わってくじを引くものとする。

(2) 設置事業者の公表について

設置事業者を決定したときはその者の名及び入札額を富士見市ホームページに掲載する。

10 設置許可

(1) 設置許可の内容

都市公園法第5条第1項及び富士見市都市公園条例の規定に基づき富士見市が設置事業者に対し、公園施設（自動販売機）の設置を「都市公園における自動販売機の許可条件」を付して許可する。

(2) 公園施設設置等許可申請書の作成の要否

(3) 設置許可申請及び履行に関する費用は、全て落札者の負担とする。

11 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

(3) その他

設置許可条件等の詳細は、富士見市都市公園自動販売機設置事業者募集要項による。